## 自己決定への疑問

自殺する権利とか望んでいるから殺害してもらう権利とか存在するものだろうか?

エンリケ・H・プラート

山

田

秀訳

ノルベルト・ヘルスター、ある意味ではドイツのピーター・シンが上であるその彼が、最近『世俗国家における安楽死』という題名の書物を公刊した。そこで彼が擁護するのは、甲なる人物がもうこに乙があるというのであるならば、殺害という行為は刑罰の関知したころでなければならない、というものである。ヘルスターによれば、世俗国家においては、他者の自己決定権と衝突しない自己よれば、世俗国家においては、他者の自己決定権と衝突しない自己よれば、世俗国家においては、他者の自己決定権と衝突しない自己を表明するということだけでは濫用されかねないことを心得ているので、他人の手による殺害の許容性を次の要件にかからしめている。「一本人は、重篤で不治の病状にある。

三 殺害措置は医者によって実行される。」でいる。

またりとこうなどのなどは またりとこうなどのなどであります。 でいる「人間の尊厳に即して死ぬ」という名の作業集団は、今年の でいる「人間の尊厳に即して死ぬ」という名の作業集団は、今年の できない強制枠内では自己決定に基づく死への権利を含んでいる。 る」と。このテーゼは私には矛盾しているように思われる。 る」と。このテーゼは私には矛盾しているように思われる。 る」とのこのテーゼは私には矛盾しているように思われる。

りに「自由(なる)死」といい、「IVF用にとってあったが最早不の殺害という代わりに「死の介助」といい、自殺(自己殺害)という代わの殺害という代わりに「妊娠中絶」といい、殺人や安楽殺(安楽死)をことばや言い回しで美化することである。そこではしばしば胎児昨今の死についての文化に見られる特筆すべき特徴は、殺人行為

説明を受けた状態で下された、

自由な熟慮の末に殺害措置を望んなおかつ自分の状況について十分

本人は、

判断能力を有し、

化である。 化である。 化である。 になってしまったヒト胚の殺害」という代わりに「無数の余剰胚 とである。 とされる。 が要求され、科学(学問) と言ってのける。 学術論究の現場にあっては 要になってしまったヒト胚の殺害」という代わりに「無数の余剰胚

様である。これは同じ戦略の一部である。きには殺人を慈悲の行いであり、或いは同情の行為であると呼ぶ有うな状況下でも悪と見なして来た殺人行為の正当化が図られる。とこのようにして人間(人類)がいつでもどこでも、そしてどのよ

堕胎や安楽殺議論に際して「自己決定権」概念を野放図に使うの はあるけれども。

極端ではないにせよ、美化した表現であるのだから。これは議論となたはもうこれ以上私のことに口出ししないことよ」という表現を、ところ議論ではもはやなく、「私は私の意志することを行います。あところ議論ではもはやなく、「私は私の意志することを行います。あい間ができ詰まるからである。「私のお腹は私のものよ」という発言論証が行き詰まるからである。「私のお腹は私のものよ」という発言論が行き詰まるからである。であるのだから。これは議論とを端ではないにせよ、美化した表現であるのだから。これは議論とを端ではないにせよ、美化した表現であるのだから。これは議論とを端ではないにせよ、美化した表現であるのだから。これは議論とを描述している。

何となれば、この態度によって可能な理性的見解の変更を最終的に論証の姿勢に終止符を打つことである。それは不寛容の表明である。

回避しようとしているのであるから。

死の文化の第二行為である安楽死との連関でも、自己決定の議論でいって、実話を紹介することをお許し願いたい。 に、他者、それも多くのばあい医者の手を借りることがあるばあいに、他者、それも多くのばあい医者の手を借りることがあるがあれる、という結論に行きつく筈である。もちろん死の介助は同情と人道的理由からのみ行われなければならない。

アンケの事例②

て可能となっている。

て可能となっている。

で可能となっている。

の意思疎通は、いわゆるアンケのABCによったには完全に回復しているものの、身体的障害は重度である。彼女は、事故以来かんぜんに失明してしまったので、人々を耳で「視る」ようになった。彼女との意思疎通は、いわゆるアンケのABCによって可能となっている。

ケとのインタビューの記録である。以下は、生きること、昏睡経験、生命倫理の議論についてのアン

アンケ:両親の支援が得られたからだ、と思う。質問:昏睡から覚醒したのは何故だと思いますか?

を学ばなければならなくなったの。できるようになった。目が見えなくなったために、心で見ることが分が今日どんな生き方をしているのか、より集中して見ることがけど、二度とあんな状態に戻りたくない。私思うのだけど、自質問:昏睡前と後とでは生活を比較してみてどう思いますか?

質問:ピーター・シンガーのような人物やその生命倫理学をどう

**アンケ**:彼なんか、自分で実験用ウサギになってみるべきなんだ

はなかったのだとか。 しないようにとか、あなたを人工呼吸器から外してしまうべきで質問:何度か願ったことなかったのですか、昏睡から二度と脱出

アンケ:いいえ。出来るだけ生命は保持されるべきでしょう。

質問:自分の生命、無価値だと思うの?

私には両親や友だちがいる。どうして私が不幸でなくちゃならなアンケ:私、幸せだわ。私、自分の生命を無価値だとは思わない。

に何か助言をしてもらえないだろうか? 質問:あなたと同じような状況にあって患い絶望している人たち

わって決定することはできませんよ。アンケ:他の人が自分にとってこれがいいというのを、私が代

質問:もうこれ以上生きていく意欲がないといったら、それをあ

はこれ以上生きていきたくないのかって。 **アンケ**:私こそその人たちに質問したいくらいよ。何故あなた方

ある、 る純粋に主観的な問題であるのか、それとも、 び人格の尊厳は、 値 ケの言い分が正しいのか、それともヘルスターが正しいのか。 を示さない類似例を何百も報告することができる、と言った。 言を続けて、 有することは疑いの余地がない。 直ちに発言した。アンケが保護されるべき生命権 ノルベルト・ヘルスターがおり、 シンポジウムで紹介された。 安楽死に関する議論におけるグレートヒェンの問いは、「生命の価 この事例は一年半前にグラーツで開催されたドイツ神経外科医の 人格の尊厳をあなたはどう考えるか?」である。 と彼は言った。 もう生きることが耐えられず本人が生き長らえる関心 各人が自己の基準で自分で答えを出すことのでき しかし、この事例の外に、とヘルスターは発 シンポジウムの報告者の中に、 この事例報告後かなり動揺して、 この権利を明確に支持する準備 人格は生命の性質(属 (生きる権利) 生命の価値及

よう。 ない生命とを区別し、 手と見なされ得る。 侵である。 性 る これに対して、我々は躊躇せず、 の評価とは完全に無関係な尊厳を有するのか? 7 人間の尊厳は計測不可能であり、 わゆる「生命の質」 ヘルスター、 そして更に他の者は、 後者を同情から破棄処分することを可能にす シンガー、 の倫理学で応答する。 生命の神聖性という原理で答え クーゼ、 他者を害さない生命は不可 生存に値する生命と値し 彼らは安楽死推進の旗 その言い分による

とになる。て、この原理を世俗社会で貫徹することは自己決定権に違反すること、生命の神聖性という原理は宗教的にしか基礎づけられ得ず、従っと、生命の神聖性という原理は宗教的にしか基礎づけられ得ず、従っ

か?か否かである。しかもこの自己決定権は本来どこまで及ぶものなのおけるのと同様に自己決定の概念を人間学的に正しく使用しているしかしながら問題は、彼らは議論をする場面でヴィーンの宣言に

ことを弁えている。これこそが、 て無批判的に耳を傾ける。 ことなのである。 が気紛れの声と混同されてはならないことを、そればかりか、 ことなど、 の愛着、 んだことであれば何であっても行って構わないというものでな キリスト教徒にとっては、 安逸な生活や娯楽を求める傾向と混同されてはならない 疑問にすらならない。 快楽主義者はこうした声を混同し、それらに対し 自己決定には限界があり、 しかし、快楽主義者のなし得ない キリスト教徒は、 自分の良心の声 心に思い浮 安楽

り物であるが故に、それだけで神聖にして不可侵であった。このこれの子は人間となり、我々のために、一人一人の人間のために死に神の子は人間となり、我々のために、一人一人の人間のために死にが、これを先んじてその生涯で示されたのである。こうしたことは、が、これを先んじてその生涯で示されたのである。こうしたことは、が、これを先んじてその生涯で示されたのである。こうしたことは、と真っ向から対立する。キリスト教徒にとっては生命は常に神の贈と真っ向から対立する。キリストの手本を常に眼前に有している。

する」と。 は人間に、神が恵贈したまえる生命を愛し、尊重し、育むよう要請は人間に、神が恵贈したまえる生命を愛し、尊重し、育むよう要請とを(回勅)『生命の福音』Evangelium vitae は確認している。「神

論を展開しなければならない。 教徒が非キリスト教徒を説得しようとするのであれば、 基づいた神及び人間の尊厳への接近方法が存在する。我々キリスト の領域である」。純粋に哲学的な、 は、 Fides et Ratio で述べている哲学的論述が推奨される。 ない。ここで教皇ヨハネ・パウロ二世の最近の回勅 得させようと思うならば、それに適した方法を見出さなくてはなら 不充分な妥協を甘受しなければならないだろう。我々がもし別の考 い。さもないと平和な共同生活を送ることができず、或いはまた、 リスト教徒」は、 な苦労をする。多元主義社会にあっては、 正しい人間学的次元、並びに、自己決定の限界を理解するのに大変 トエフスキー、カラマーゾフの兄弟)。神を信仰しない者は、 え方をする者を我々の価値観の正しさとそれに由来する諸提案で納 「もし神が存在しないのであれば、すべてが許されている」 我々の信仰を共有しない人々との理解と対話を図るための唯 別の考え方をする者と対話を行わなければならな 即ち、 神の啓示に拠らずに理性に しかしながら、我々「キ 『信仰と理性 「哲学的思考 哲学的に議 自由の (ドス

た。良心の自由の真価は福音に深く根づいている。とは言え、この教の重要な人間学的次元が受容されるに当たって重要な貢献をなし思想遺産に付け加えることは何もなかったが、これもまたキリスト確かに啓蒙(思想)は人間の尊厳と自由に関してはキリスト教の

するに到った。公会議によって裏書きされ、かくして実際上の効力を一般的に獲得会会議によって裏書きされ、かくして実際上の効力を一般的に獲得自由は我々の世紀[二十世紀]になって初めて、とりわけバチカン

行う自由など自由ではなく、 ラツィンガーは次のように定式化している。「自己破壊や他者破壊を 病んだ理性ないし毀損された理性と名づけられ得ることを示した。 を構成的に 者によって恣意的に制約され得ないということであった。 これによって誤った理性は他律にしか帰着し得ないことを、それ故、 反理性的自己立法という自律は反倫理的であり、 るようなそれを探し出さなければならない。自律は倫理性への拘束 が理性に適ったものであるのか、 自律を理性の自己立法と規定した。 であるとは考えていなかった。 ことさらにアリストテレスとトマス・アクィナスは、 ないし "recta ratio" 啓蒙の創始者たちも、 [本質的に不可欠の構造として] 含んでいる。 悪魔のパロディーである」。 (正しい理性) という述語を考案し、 彼らが考えたのは、 人間の自律 しかも倫理的に正しいものでもあ 換言すると、自立した人間は何 (=自己決定) もはや自律ではな せいぜ ortho; が カントは 従って、 11 無制限 人は他

とはできない。 で何かを行う正当性を与える。 まり倫理的に正しいかにつき、 なければならないだろう。 いてしか、 自己抹殺の権利は、従って、 自己決定をなし得ない。 既に前段で述べたように、 自己決定権は何が理性に適っており、 自己決定権とは別個に基礎づけられ 人間は自己の本性という構造内にお 私の自立的決定を実施し、 自己決定により鳥に変化するこ 人間は倫理法則に反して 自分自身 つ

> 提している。 この行為によって正しく自由と倫理の主体が抹殺されるのであるか と同様に、 学的に考察すると、 た行為は自律的と呼ばれ得るだけである。 自己決定するならば同時に自律を放棄せざるを得ないのである。 八間の自律と自由の表現ではなく、 自己決定権は自ら自己決定をなし得る法主体としての自己を前 何ら本来的自己決定行為ではない。 自己抹殺、 即ち自殺も、 却って拒絶である。 カントにおいても自殺は 殺して欲しいとの願 ただ形式的にそうし 何となれば、 哲

限り、 が誤ったパラダイムで事を開始していることを彼らに自覚させな ておこう。 律も自己決定も全く心理学的に位置づけるのだから。我々は銘記 由を否定する。 進化論的世界像は、 化の犠牲である。適応形式がズバリ自己抹殺なのである。唯物論的 各個人は、 間像の信奉者は、 向性を否定し人間を進化の随伴現象と捉える唯物論的・進化論的 自身を抹殺することが許されるか否かである。 存に伴って目標志向的構造法則(Telos)を獲得している人間が自己 と意志についての十分な説明を見出すことは決してないであろ 問題は、こうして今や、 彼らはそれでも人間の自律と自己決定について語るとするので 安楽死について語っても意味がない。 自己をうまく処理することのない偶然の所産であり、 純粋な、 即ち、 「どうして不可なのか?」と答えることであろう。 そして急進的な唯物論者や進化論者とは、 しかしながら、 自律と自己決定を否定する。この立場では自 自らの自己決定行為に起源を有さず、 根本において決定論であり、 彼らは精神的遂行、 自然の創造と目的 彼ら 自 進 実

あ れば首尾 一貫していない

ないとの見方が通用していた。 よりも強力な内的自己抹殺力は精神病質によってしか根拠づけられ 力を克服しなければならない。 も最も強力な力、即ち、自己保存本能という生物学的及び心理学的 ての生物の一般的自然法則、 いて在らざるに決定することである。 のであり、 自己抹殺は人間 自己抹殺の決定のためには人間はその内的諸力すべてのうちで ハムレットの「在るべきか在らざるべきか」の問いにお のあらゆる決定のうちで最も急進的で根源的 即ち、 今世紀においては尚、 自己保存欲に真っ向から対立す 自己抹殺は一面においてすべ 自己保存本能 なも

て、

将来可能な自己決定決断に反する転換である。多くの偉大な哲学者、 か できる実存開始としての生命が贈られているだけではない。 来に開かれている。 てが持続しており、 在というどの瞬間においても想い出を超える特徴を有する過去すべ 命位相からなる伝記的統 とりわけアウグスティヌスとベルグソンは、 <sup>(1)</sup> 味する。 矛盾であり、 全体としての人間的実存は、 本質的前提 自己抹殺は、 自己自身に反する、 (自己殺害) (可能性の条件) 他面において暴力的なアイデンティティー破壊を意 人間的実存の最高の道徳法則の一つ、 純粋な期待をはるかに超出する明確性を伴う未 人間には自らが為そうとすることを直ちに決定 も暴力行為であり、 一体と見た。その生命は分割を許さず、 過去の自己実現決定に反する、 となる贈り物である。 人生の計画 (企画) 生命の贈り物の意味 人間の生命を様々な生 を展開するため それ故に、 つまり自由 そして 不可分 現

> 自己抹殺権は自己決定権の恒常的危険であるだろう。両権利は、従っ で根拠づけることは、それ故、 うのであれば自己撞着に陥ることになる。 いう目下の自己決定決断は決して適切であるとは認められない。 る自由という特権を有する。こうした見地から自由から外へ出ると から免れている。 の拒絶である。 の法則は、 両立し得ない。 もし自由の法則から逃れるために自由に立ち戻るとい この世の被造物のなかで人間だけが決定論的な法則 そして人間だけが不可測の尊厳を根拠づけ保持 両者は相互に排除し合う。 人間の自由の倒錯にほかならない。 自己抹殺権を自己決定権 自

由

け見なされてはならない。 的それ自体と見なされるべきであって、 するようにさせる贈り物である」と言う。生命は、それ故、常に目人間に与えた生命は、神がそれを通じて被造物が自分で何かに参与 係にあるだけではない。『生命の福音』Evangelium Vitae は 目的志向的行為それぞれの条件である我々自身の生命と道具的な関 は自己を蔑ろにする。事実はと言えば、 ないし維持の手段としてしか見ない。この手段が失敗すると、 なくてはならない。 的な出来事は、 為についての倫理的判断を下す権利は誰にもない。 た道具的人間像を記録していた。 自殺は常に恐ろしい個人的な悲劇である。第三者の具体的自殺行 愛されるべきである。 同胞によって大きい驚きと最高度の同情で対処さ しかし、こうした悲劇をよそに自殺行為は誤 生命は贈り物であって、 人間は自己を望ましい状態の達成 しかし、我々は、 人間のための手段としてだ 常に愛され得る このような悲 道具的 人間

ある。 くない富士山の麓の火口景色の広がる秋が原樹海の森に次のような 看板を置いた。「あなたの生命はご両親の掛け替えのない贈りもので 山家だけではなく少なからぬ自殺志願者が訪れる、東京からそう遠 を与えてしまう社会の愛と依存の網の目に人間が織り込まれている 難を覚えるだろう。とりわけそうした個人主義的行為によって損害 る上述唯物論者もまた、 よってこの社会における他者に対する愛の義務と責任を逃れるとい たいていは意識されない恐ろしい苦痛を覆い隠した人間的環境およ なお生きるに値する(生き甲斐ある)ものたらしめるには不十分で 緒にもうやっていけない。あなたの愛、あなたの配慮が私の生命を 己殺害(自殺) 行為が文字通り意味するところは、「私はあなたと一 ることは人間の本源的な精神的欲求に属する。自己抹殺は、それ故 であるだけではなく、社会的な環境と本質的に関係している。 「私的問題に過ぎない」というものではなく常に社会的問題でもあ であるからにはそうである。 )理由から見ても、 社会への拒絶である。それに対する侮辱である。自殺は、 .論的論証における矮小化を示している。 これまでは個人主義的にしか論証されなかった。これは正しい それは自己忘却であるばかりでなく「汝」の否定でもある。 私は自らを殺害する」ということである。自殺は常にまた、 が存在するときに初めて「私」と言えるのであるから。然り、 「自己」 は 「他者」を最初から含んでいる。承認され愛され 反倫理的である。 自己破壊行為を自己決定権とみなすのに困 そこで例えば、 進化論のパラダイムで議論す と言うのも、 日本の役所では、 人格は個 それに 人は 自 登

て下さい。」
度想い起こしてください。お一人で悩まないで下さい。助言を求め度想い起こしてください。お一人で悩まないで下さい。助言を求めす。心を静めてご両親を、ご家族を、お子さんを、ご兄弟をもう一

くてはならないだろう。」 ゆる借金苦自殺もそれによると同等の地位にあるものと評価され になるだろう。失恋の悩みに発する自殺も、 基準を自分で打ち立てる権利を各人に承認しなくてはならないこと か矛盾すらしている。 ところがどっこい、自己決定の原理とは無関係である。それどころ るのは、大抵のばあい専ら不治の病の根拠である。「そうした制約は、 が許容されるのである、とされる。そして追体験可能なものとされ てのみ合理的に追体験可能であるとされ、 まって制約が課せられ、 望はすべて実現されなければならないだろう。 るならば、 て基礎づけられる。 「嘱託による殺人」は、 成人の責任能力のある十分な情報を獲得した者の死の しかし、この権利をまともに真っ直ぐ受け止 そうでないならば、 死の願望は、 多くのばあい不可譲の自己決定権によ 能動的となりうべき者にとっ その結果、積極的安楽死 自分の生命評価のための [倒産に由来する]い しかし、いつでも決

勇気を失って、 起こされる。 で戦慄、 かが極めて疑わしいことにある。 は 自己決定権なるものが嘱託殺人の根拠として引証され得ない 患者の死亡願望が常に当人の本当の意志と見なしてよい 衝撃、 どの医者も長年の実務経験から、 不安、 直接的であれ間接的であれ、 怒り、 絶望、 間近に迫った最期を認識すること 鬱病といった様々な感情が呼び 多少とももうこれ以上 重病患者はしばしば 由

ことである。

何れにせよ、医者はこの区別(願望と意志)を法的有効に下す特別の権限はないのだ、と言わねばならない。そうした権限ありとすてこうした願望が本当の意志に一致しているのではないという経験に基づいて、医療の観点から正当化されない治療中断の希望には応に基づいて、医療の観点から正当化されない治療中断の希望には応に基づいて、医療の観点から正当化されない治療中断の希望には応じずに、適切な説明と説得とによって患者に勇気を与えるよう助言するのがよい。

安楽死、愛からか慈悲からかそれとも同情からか?

その周りにいる者にとっても屈辱的であるとか言う。死の願望に応は意味をもはや有しないとか、状況は患者本人にとっても、そしてるとの議論をしばしば耳にする。既に末期に達している大抵の生命的・精神的苦痛の状態に由来するものである以上、応ずるべきであ殺人に対する嘱託には、それがもはやこれ以上耐えがたい身体

かし、 者を殺したりはしないのであるから。」 痛みと連帯するものであって、その苦痛が耐えがたいからとてその 錯と看做さなければならない。 を引用しよう。「安楽死は常に誤った同情、 しかし、それは肯定ではなく、配慮でも同情でもない。『生命の福音』 に大変な心痛を覚え、それが愛の義務であると信ずるかも知れない。 だから、従って、愛の行為ではない。 以上、この尊厳を抹殺する殺害行為は決して肯ずることではないの の質とは一切かかわりなく、 肯定であり、 害するのだということを、多くの者は想像できるかも知れない。 じてやるのは同情の行為であるという。愛あるが故に愛する者を殺 そのばあいでも愛の理解を吟味する必要はあるだろう。 生命が常にそしてどんな事情があっても、即ち、 通約不可能な尊厳を有するものである 何となれば、 殺害行為に及ぶ者はそのとき 然り、同情のゆゆしい倒 真正な同情とは他者の 生命 愛が

註

- (-) Hoerster N., Sterbehilfe im säkularen Staat, Suhrkamp, Frankfurt
   a. M. 1998, 37 und 38.
- (2) インタビューは、Markus Hallaschka, Studiengang Behinder tenpädagogik, Universität Bremen による卒業論文 "Leben im Koma" (1995)から修正を施した上で紹介する。
- Johannes Paul II., Evangelium vitae, Nr. 52
- Johannes Paul II., Fides et Ratio, 1998, Nr. 104

 $\widehat{4}$   $\widehat{3}$ 

- (15) Kant I., Reflexionen zur Metaphysik, Nr. 6070 Akad. Ausgabe 18, 443.
- Aristoteles, Nikomachische Ethik, 1140b und Thomas v. Aquin,

6

Summa Theologiae, I q. 79, a. 11, ad 2 und In II Sent., dist. 24, q. 3 a. 3 ad.

- (~) Rhonheimer M., Praktische Vernunft und Vernünftigkeit der Praxis, Akademie Verlag, Berlin 1994, 155-172.
- (∞) Ratzinger J., Freiheit und Wahrheit, Communio 24 Jg., Nov. -Dez 95, 536.
- ) Kant I., Metaphysik der Sitten IV, 429ff., und Grundlegung zur Metaphysik der Sitten VI, 421ff.
- 3) Vgl. Augustinus, Bekenntnisse, Buch XI.
- (二) Vgl. *Bergson* H., Zeit und Freiheit, Diederichs, Jena 1911; Materie und Gedächtnis, Diederichs, Jena 1914.
- (\(\text{\tin}}}}}}}} \text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\te}\text{\te}}}}}}}}}} \text{\tex
- (3) Johannes Paul II., Evangelium vitae, Nr. 34.
- (当) Buber M., Das dialogische Prinzip, Lambert Schneider, 7. Ausgabe, 1994, 32. Vgl. auch Säuglingsforschung, Stern D. N., The Interpersonal World of the Infant, Basic Books, New York, 1985.
- (5) Vgl. Melich A., Los japoneses ante la depresión económica, ACE PRENSA, Jahrgang 29, 178 / 98, 2.

16

- Spaemann R., Es gibt kein gutes Töten, in: Spaemann R. / Fuchs Th., Töten oder Sterben lassen?, Herder, 1997, 22-23.
   Prat E., Lebensqualität als Entscheidungskriterium, IMAGO HOMINIS, III / 2, 1996, 107-115.
- Johannes Paul II., Evangelium vitae, Nr. 66

18

## 原典

Zur Frage der Selbstbestimmung: Gibt es ein Recht darauf, sich selbst zu töten oder auf Verlangen getötet zu werden?, in: Johannes Bonelli u. Enrique H. Prat (Hrsg.), Leben-Sterben-Euthanasie?, Wien 2000, S. 61-71.

## 著者

び生命倫理学研究所)事務局長。 Enrique H. Prat. 一九四四年生れ。哲学博士。IMABE(医療人類学及

## 翻訳許諾及び謝辞

ケ・プラート博士から翻訳許諾を正式に戴いた。 二〇〇四年九月十六日付け電子メールにて、IMABE事務局長のエンリ

Ich bedanke mich bei Herrn Geschäftsführer Dr. Enrique Prat für die per die E-mail vom 16. September 2004 erteilte Genehmigung der Übersetzung ins Japanische sowie der Veröffentlichung in der Zeitschrift "Gesellschaft und Ethik". (Hideshi Yamada)